

令和元年10月～

介護保険サービスの 利用者負担等変更のお知らせ

1. サービス費用（介護報酬）の変更

介護職員の処遇改善や消費税率10%への引き上げへの対応のため、令和元年10月以降に利用する介護保険サービスの費用（介護報酬）が変更になりました。

＜変更の理由＞

1 介護職員の人材確保のため

介護人材の確保を進めるため、介護の経験や技能をもった職員に重点を置きながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるサービス事業者の介護報酬を引き上げます。

2 消費税率引き上げに伴う事業者負担軽減のため

消費税率の引き上げに伴うサービス事業者の負担増を軽減するため、各サービス事業者の介護報酬を引き上げます。

事業者がサービスの対価として利用者や市区町村から受け取る介護報酬には消費税がかかりません（非課税）。しかし、事業者がサービス提供に必要な物品等を購入するときには、代金に消費税がかかる（課税）ため、消費税率の引き上げによって事業者の負担はこれまでより増えることになります。そこで、今後も事業者が安定してサービスを提供できるよう、介護報酬を引き上げることで事業者の負担軽減を行います。

★おもなサービス費用の変更例【要介護3，利用者負担割合1割の場合，1回（日）あたりの費用のめやす】

サービス名	令和元年9月まで	➡	令和元年10月以降
訪問介護（身体介護，20分以上30分未満）P25	2,584円（自己負担259円）		2,594円（自己負担260円）
訪問介護（生活援助，20分以上45分未満）P25	1,886円（自己負担189円）		1,896円（自己負担190円）
訪問看護（訪問看護ステーション，30分未満）P27	4,866円（自己負担487円）		4,886円（自己負担489円）
通所介護（7時間以上8時間未満，通常規模事業所）P28	9,068円（自己負担907円）		9,109円（自己負担911円）
短期入所生活介護（介護老人福祉施設のユニット型）P30	8,491円（自己負担850円）		8,511円（自己負担852円）
特定施設入居者生活介護P32	6,860円（自己負担686円）		6,891円（自己負担690円）
認知症対応型共同生活介護（基本型）P40	8,400円（自己負担840円）		8,421円（自己負担842円）
介護老人福祉施設（多床室）P43	7,137円（自己負担714円）		7,158円（自己負担716円）
介護老人保健施設（多床室）P44	9,037円（自己負担904円）		9,078円（自己負担908円）

※自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。サービスの利用内容によって、介護職員処遇改善加算などが加算されます。

※ページ数は、介護保険の手引きのページ数を表記しています。

※具体的なサービス費用は、各サービス事業者にご確認ください。

2. 区分支給限度基準額の変更（手引き P18）

今回、介護報酬が引き上げられたため、今までと同じサービスを利用しても支給限度額を超えてしまう場合があることから、利用者の負担が増えないように、支給限度額も引き上げられました。

★おもな居宅サービスの支給限度額（1か月あたり）

要介護度		令和元年9月まで	➡	令和元年10月以降
介護予防・生活支援サービス事業対象者		5,003 単位（50,030 円程度）		5,032 単位（50,320 円程度）
要支援	要支援1	5,003 単位（50,030 円程度）		5,032 単位（50,320 円程度）
	要支援2	10,473 単位（104,730 円程度）		10,531 単位（105,310 円程度）
要介護	要介護1	16,692 単位（166,920 円程度）		16,765 単位（167,650 円程度）
	要介護2	19,616 単位（196,160 円程度）		19,705 単位（197,050 円程度）
	要介護3	26,931 単位（269,310 円程度）		27,048 単位（270,480 円程度）
	要介護4	30,806 単位（308,060 円程度）		30,938 単位（309,380 円程度）
	要介護5	36,065 単位（360,650 円程度）		36,217 単位（362,170 円程度）

※（介護予防）居宅療養管理指導及び（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、訪問型サービスB・C、通所型サービスB・C、配食サービスの費用は含みません。

※令和元年10月以前に交付した被保険者証で、改定前の基準額が記載されている場合には、改定後の基準額に読み替えて御利用ください。

3. 施設サービス利用時の食費・居住費の基準費用額変更（手引き P19）

今回の消費税率の引き上げによる事業者の負担増や、実際に提供されている食費が既に基準費用額を上回っていることなどから、基準費用額を引き上げて事業者の負担を軽減し、安定した施設サービス等を確保します。

★ 施設サービスを利用した場合の基準費用額（1日あたり）

		令和元年9月まで	➡	令和元年10月以降
居住費等	ユニット型個室	1,970 円		2,006 円
	ユニット型個室的多床室	1,640 円		1,668 円
	従来型個室	1,640 円（1,150 円）		1,668 円（1,171 円）
	多床室	370 円（840 円）		377 円（855 円）
食費		1,380 円		1,392 円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室及び多床室の基準費用額は（ ）内の金額となります。

〈問い合わせ先〉

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課介護サービスグループ

電話：028-632-2906

《令和元年9月作成》